6　技術開発推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　気象庁の所掌事務に関する技術（人工知能関連技術を除く。）の開発に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。
二　気象業務に係る技術（人工知能関連技術を除く。）の開発に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること。
三　気象業務に関連する技術（人工知能関連技術を除く。以下この号において同じ。）に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関すること。
四　（略）
7～12　（略）
13　AI戦略企画調整官は、命を受けて、企画課の所掌事務に関する人工知能関連技術に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。
14～16　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十四号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日　国土交通大臣　中野　洋昌

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官及びデジタル技術活用推進官） **第三十八条**　情報通信課に、システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官及びデジタル技術活用推進官それぞれ一人を置く。 2～8　（略） 9　デジタル技術活用推進官は、命を受けて、情報通信課の所掌事務に係るデジタル技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 （航空業務管理室及び運用司令センター並びに海洋監視企画官及び国際業務企画官） **第四十三条**　管理課に、航空業務管理室及び運用司令センター並びに海洋監視企画官及び国際業務企画官それぞれ一人を置く。 2～5　（略） 6　海洋監視企画官は、命を受けて、警備救難部の所掌事務に係る海洋監視に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 7　（略）	（システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官） **第三十八条**　情報通信課に、システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官一人を置く。 2～8　（略） （新設） （航空業務管理室及び運用司令センター並びに国際業務企画官） **第四十三条**　管理課に、航空業務管理室及び運用司令センター並びに国際業務企画官一人を置く。 2～5　（略） （新設） 6　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。